梨県公

第二千二百二十八号 日

木

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

五月十七日

目 次

示

教育委員会

告 示

山梨県告示第百八十一号

次のとおり手数料の収納事務を委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、

平成二十四年五月十七日

山梨県知事

横 内 正

明

委託の相手方

社会福祉法人日本保育協会

保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手

委託の期間

東京都渋谷区神宮前五丁目五十三番一号

委託に係る手数料

Щ

梨 県

公

報

第二千二百二十八号

平成二十四年五月十七日

平成二十四年

曜

山梨県告示第百八十二号

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のよう

平成二十四年五月十七日

山梨県知事 横 内

正

明

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南都留郡山中湖村(次の図に示す部分に限る。

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

Ξ

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及び

山梨県告示第百八十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、 次のよう

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年五月十七日

山梨県知事 横

内

正

明

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南都留郡山中湖村 (次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、 主伐は、択伐による。

山中湖村(次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。3.主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 次のとおりとする。
 立木の伐採の限度並びに、植栽の方法・期間及び樹種

山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

山梨県告示第百八十四号

うに保安林の指定を解除する予定である。森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のよ

平成二十四年五月十七日

山梨県知事 横 内 正

明

解除に係る保安林の所在場所

南都留郡山中湖村山中字大池一四八九の四、一四九四の二

一 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

指定理由の消滅

Ξ

解除の理由

山梨県告示第百八十五号

縦覧に供する。所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十四年六月七日まで一般の所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十四年六月七日まで一般の路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成二十四年五月十七日

山梨県知事 横 内 正

明

県道	種道類路の
甲庇	路
甲府韮崎:	線
線	名
甲府市千塚一丁目一四	区
四四番の三	間
九七・〇	(メートル)
○ 平成二十四	期日開始の

一地先まで甲府市千塚一丁目一七九七番の地先から	
日年五月十七	

山梨県告示第百八十六号

所峡北支所において、この告示の日から平成二十四年六月七日まで一般の縦覧に供する。路の区域を変更する。 その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成二十四年五月十七日

山梨県知事 横 内 正

明

道路の種類 県道

路線名 島上条宮久保絵見堂線

三 道路の区域

二四•	-0・七四	新	の一地先まで
二 四 ·	九 •	IΒ	正崎 fo 悪気丁トアニア 蔵 アミドニニ ご三番の一地先から 正 三 一 三 三 三 三 三 三 三 二 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三
(メートル) 長	(メートル)	の旧別新	区

山梨県告示第百八十七号

平成二十四年五月十七日所峡北支所において、この告示の日から平成二十四年六月七日まで一般の縦覧に供する。所峡北支所において、この告示の日から平成二十四年六月七日まで一般の縦覧に供する。路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務路は、昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

山梨県知事 横 内 正

明

道路の種類 一般国道

二 路 線 名 一四一号

三 道路の区域

一号

地先まで地方である。前二アノナ者	正崎万藤井丁大字向井字宮ノ前二六八八香地先から 地先から 韮崎市藤井町大字北下條字上横屋官有無番	区
新	旧	の旧別新
九・四〜	九 - 三 三 二	(メートル)敷地の幅員
一六八・五	一六八・五	(メートル) 長

山梨県告示第百八十八号

所において、この告示の日から平成二十四年六月七日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成二十四年五月十七日

山梨県知事 横 内 正

明

道路の種類 県道

路 線 名 十谷鬼島線

Ξ 道路の区域

三九・〇	一九・九~ 七三・三	新	一地先まで
三九・〇	一九・九~	旧	南三摩部富士川町湫尺字西寸六九七三番のの一地先から「南巨摩郡富士川町鰍沢字角久保六九七四番
(メートル) 長	(メートル)	の旧別新	区

公 告

随意契約の相手方の決定について

五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るもの 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 なお、この公告は、千九百九十四年四月十

である。

平成二十四年五月十七日

山梨県知事 横

内

正

明

随意契約に係る役務の名称及び数量

財務会計システム維持管理業務委託 — 式

=

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 山梨県企画県民部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

Ξ 随意契約の相手方を決定した日

平成二十四年四月一日

随意契約の相手方の氏名及び住所

兀

日本電気株式会社甲府支店 山梨県甲府市相生二丁目三番十六号

五 契約金額

三千百九十八万三千円

六 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当

換地処分の実施

県営中山間地域整備事業(八ヶ岳東部地区小池工区)の換地処分を平成二十四年三月二 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十九条の二第九項の規定により、

十八日実施した。

平成二十四年五月十七日

山梨県知事 横

内 正

明

土地改良区役員の退任及び就任

•

堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 朝穂

平成二十四年五月十七日

退

任

山梨県知事

横 内 正 明

理 役職名 事 長田 氏 史 名 | 北杜市明野町浅尾新田四〇八二| 平成二十四年三月三十一日 住 所 退 任 年 月 日

山 梨 県 公 報 第二千二百二十八号 平成二十四年五月十七日

= 役職名 同 同 寍 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 就 事 任 三浦 平賀 清水 氏 小林 福田 岡田 横森 赤沼 横森 曽雌 五味 清水 長田 入戸野和義 以德 国夫 邦男 宏尹 照美 弘文 富夫 政廣 昌富 武秀 政治 義道 名 徹 同 同 三同 同 同 |韮崎市穂坂町三之蔵五〇八八 同 同 同 同 韮崎市穂坂町宮久保二三九 北杜市明野町浅尾七六五 韮崎市穂坂町三ツ澤二四七七 北杜市明野町浅尾五九五 住 上手八六三五 宮久保六〇五〇 宮久保四一三五 上手九八五四 浅尾||||六 浅尾新田一五三九 浅尾五〇〇 三ツ澤二八二六 三ツ澤一八二五 所 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 就 任 年 月 日

同	同	同	監	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理
			事											事
向山	清水	篠 原	廣瀬	中根	横内	名取	曽雌	大柴	長田	小林	入戸野	平賀	清水	鈴木
公功	重隆	_	理紹	義明	守夫	征一	富夫	久	富丈	芳 弘	郎	武秀	政治	正公
韮崎市穂坂町宮久保三四〇	甲府市湯村一 十 八	北杜市明野町浅尾八七一	同三之蔵五二六九	同三ツ澤二三四九	同宮久保六一九三	三 宮久保五二四四	正崎市穂坂町三之蔵五○八八	同 上手九九七六	五 浅尾新田一四四八	同 浅尾新田三九一八	北杜市明野町浅尾三六六三	韮崎市穂坂町三ツ澤二四七七	同浅尾五〇〇	北杜市明野町上手九八一八 一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成二十四年四月一日

土地改良区役員の退任及び就任

島土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、野牛

山梨県公報	
第二千二百二十八号	
平成二十四年五月十七日	

同	同 野牛島一八九二	仁	中島	同	同	上高砂九一五	同	哲郎	斉藤	同	
同	同野牛島一九四二	勉	中島	同	同	上高砂一〇四四	同	美 雄	小沢	同	
同	同野牛島一九九一	正 秀	中島	同	同	上高砂一一五一	同	_ =	小澤	同	
同	同野牛島二〇四四	洋暢	望月	同	同	野牛島二二八四	同	仁	中島	同	
同	同野牛島二六一〇	俊 男	中島	同	同	野牛島一八八二	五五	ΙĒ	藤巻	同	
同	同野牛島二〇七〇	利彦 [大芝	同	同	野牛島一八九八		光男	中島	同	
同	同野牛島二一八	博	斎藤	同							
同	同 野牛島一八九九	富 夫	中島	同	 同	野牛島一九五四	同	直行	中島	同	
同	同野牛島一九六五	忠彦	中島	同	同	野牛島一九八八	同	憲朗	中島	同	
同	同野牛島二〇三六	寛光	中島	同	同	野牛島二〇五九	同	宏人	中島	同	
同	同野牛島二〇八二	清 文	藤巻	同	同	野牛島二〇四五	同	武彦	中島	同	
平成二十四年四月六日	南アルプス市野牛島一八三六	宏憲	藤巻	理事	同	野牛島二〇七二	同	邦 博	大芝	同	
就任年月日	住	名	氏	役職名	同	野牛島一八六〇	同	利 久	清水	同	
				就任	 同	野牛島二〇七九	同	栄 次	古屋	同	
同	同野牛島二〇三四	政則	大柴	同	同	野牛島四一	同	實	金丸	同	
					平成二十四年四月五日	野牛島一二四	南アルプス市野牛島一二四	清	藤巻	理事	
同	同 野牛島一九七四	男	中島	同	退任年月日	所	住	名	氏	役 職 名	
同	同野牛島二一五〇	量	中込	監事						退任	_
同	同 六科一五五九	俊郎	清水	同	横内正明	山梨県知事	-H	3 F	_ [] 全	, <u>5</u>	
		_		_				平龙二十四丰59十七3	├ IJ 	戊二	

Щ 梨 県 公 報 第二千二百二十八号 平成二十四年五月十七日

同	同	監	同	同	同	同
		事				
清水	金丸	藤巻	清水	清水	清水	斎藤
利 久	實	清	俊郎	文夫	豊	寛 樹
同	同	同	同	同	同	同
野牛島一八六〇	野牛島四一	野牛島一二四	六科一五五九	上高砂一〇一二	上高砂一八一四	上高砂一一〇八
同	同	同	同	同	同	同

土地改良区役員の退任及び就任

使川右岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 御勅

平成二十四年五月十七日

山梨県知事 横 内 正

明

退 任

同 同 同 役職名 理 事 野呂 伊藤 市川 東条利喜雄 氏 正彦 善英 宏 名 同 同 同 南アルプス市有野九八三 住 築山八五 飯野新田一三九六 飯野新田三六五 所 同 同 平成二十四年三月三十一日 同 退 任 年 月 日

同	同築山八五	市川善英	同
同	同飯野新田一三九六	東条利喜雄	同
同	同有野九八三	伊藤宏	監事
同	同飯野新田四〇一	川崎光規	同
同	同飯野新田一〇四〇	浅 利 覚	同
同	同有野六六八	芦沢清彦	同
同	同築山二二七	佐々木公夫	同
同	同飯野新田七一八	米山忠直	同
同	同有野三一三	桜本 安善	同
同	同築山二〇五	飯田裕彦	同
回		森谷修	同
平成二十四年四月一日	南アルプス市有野二八九六	清水正基	理事

川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 釜無

山梨県知事

横

内

正

明

平成二十四年五月十七日

土地改良区役員の退任及び就任

退 任

=

就

任

役職名

氏

名

住

所

就 任

年

月 日

理	役職名
事	名
中込	氏
博 文	名
南アルプス市西野二六三	住
六三	所
平成	退
·成 士	任
四 年	年
月	· 月
四月十八日	日

山 梨 県 公 報 第二千二百二十八号 平成二十四年五月十七日

	同	同	同	同	同	E	i [1	同	Ē	5	同	同	同	同	同	同	同	同
	塩沢 隆紀 同 湯沢二三	齊藤 秀明 同 鏡中條一〇〇八	小池 正夫 同 十日市場二〇一三	長澤 眞儀 同 桃園五〇九	内藤 貴夫 同 曲輪田二八六五	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	三 宏 弦 位	ī jū	久保田松幸 同 上今諏訪一三二三		可	米山 哲郎 南アルプス市曲輪田新田五七八	加賀爪萬冶 韮崎市清哲町青木一四一	小池 通義 南アルプス市西野一七七	横内 公明 韮崎市本町一 一三	雨宮 進 山梨市市川一八〇二	野田 正資 韮崎市円野町入戸野五	功刀 孝雄 同 上今井三一九	河西 進一 同 有野七八九
_	同	〇八 同	同	同	六五 同		- <i>)</i> -			7 		五七八同	同	同	同	同	同	同	同
	E	司 同	司 [司 [司	同	同	同	同	同	同	理事	役職名	二就任	同	同	監事	同	同
	p B	り <i>5</i> 日 単	ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ ラ	; = ;	深澤	小池	横 内	雨宮	野田	功刀	河西	中込	氏	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	金丸	小林	内藤	藤巻	齊藤
	訓			英 :		通 義	公明	進	正資	孝雄	進一	博文	名		集人	孝夫	充	清	公夫
	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	南アレプス市下 今取方四 1.1 東山市九田 何才害ニナ丑三	直寄方旦丁上条と削二、15三、15回、15回、15回、15回、15回、15回、15回、15回、15回、15回		司百夕三〇三三一	南アルプス市西野一七七	韮崎市本町一 一三	山梨市市川一八〇二	韮崎市円野町入戸野五	同上今井三一九	同有野七八九	南アルプス市西野二六三二	住		同曲輪田二〇八三	南アルプス市飯野三二〇八	韮崎市神山町鍋山一六九五	同野牛島一二四	同 野牛島二一一五
	Ē	司	司	司	司	同	同	同	同	同	同	平成二十四年四月十九日	就任年月日		同	同	同	同	同

山 梨 県 公 報 第二千二百二十八号 平成二十四年五月十七日

同	同曲輪田二〇八三	\perp	金丸	同
同	南アルプス市飯野三二〇八	孝夫	小林	同
同	韮崎市清哲町青木一八九〇 一	高	雨宮	監事
同	同野牛島一八三六	宏憲	藤巻	同
同	同湯沢二三	隆紀	塩沢	同
同	同鏡中條一〇〇八	秀明	齊藤	同
同	同 十日市場二〇一三	正夫	小池	同
同	同 桃園五〇九	眞 儀	長澤	同
同	同曲輪田二八六五	貴夫	内藤	同
同	同 吉田一三六一 一	正盛	野田	同
同	同飯野一七四八	宏伍	中沢	同
同			久保田松幸	同

土地改良区役員の退任及び就任

堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、徳島

平成二十四年五月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

退任

役職名 氏
名
氏
名
住
所
退
任
年
月
日

				'												
監	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
 事																
内藤	米 山	中込	川手	名執	清水	清水	戸沢	東 條	堀 内	矢 崎	矢崎	山本	正藤	石原	加賀爪萬冶	小澤かなめ
充	哲郎	靖雄	敬二	秋春	全	峯 男	忠	正吾	等	好 房	六彦	武	良一	佑一	萬冶	なめ
韮崎市神山町鍋山一六九五	同 曲輪田新田五七八	同在家塚五九二	同飯野二〇九九	同飯野一九三〇	同百々二四四二	同 百々五八七 一	南アルプス市六科一四四〇	同 大草町下條西割五七七	二 上條南割三〇二〇	上條中割 九 三	同 上條北割二九五三	同 旭町上條北割六一九 一	同鍋山二四五五	同神山町北宮地一〇四三	同青木一四一四	同清哲町折居八九七
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

Щ
梨
県
公
報
第
干
-
百
\mp
八号
5
777
平 成
긒
川
军
-四年五月-
十七日

		1				_
同	百々三〇三三	夫 —— 同	利夫	深澤	同	
同	百々三一一六	同	久司	清水	同	
同	ルプス市六科一三一九	南ア	邦哉	笹本	同	
同	大草町下條中割五七四	郎同	_	中込	同	
同	上條南割三〇七五	勝 一 同	Ev.	湯舟	同	
同	上條中割二一〇七	一同	田 弘	久保田弘	同	
同	上條北割二九五三	彦 同	六彦	矢崎	同	
同	旭町上條北割六一九 一	武同	-1	山本	同	
同	鍋山二〇五八	修同		功刀	同	
同	神山町武田二〇四	· 幸 同	福幸	功刀	同	
同	水上一七三	光 同	武光	笹本	同	
同	清哲町青木一八四二	同	市三	田辺	同	
平成二十四年四月一日	韮崎市円野町入戸野五		正資	野田	理事	
就任年月日	住	名	_	氏	役 職 名	
					就任	_
同	有野一一七〇	人同	英	桜本	同	
同	ルプス市飯野一〇四四	博南ア	_	中澤	同	
同	旭町上條中割一二八三	造 —— 同	欣造	秋山	同	

同	同	同	監	同	同	同	同	同
			事					
米山	中込	小野	雨宮	伊藤	東條利喜雄	田中	飯野	川手
哲郎	功	弘 文	高	宏	喜雄	建夫	邦夫	英司
同 曲輪田新田五七八	四アルプス市在家塚一二七六	同 旭町上條北割二二八四	韮崎市清哲町青木一八九〇 一	同有野九八三	同飯野新田一三九六	同在家塚一二三三	同飯野三八九二	同飯野二五七六
同	同	同	同	同	同	同	同	同

公共測量の実施

•

次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。第一項の規定により、平成二十四年五月二日付けで東京都水道局水源管理事務所長から測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十四年五月十七日

· 山梨県知事 横 内 正 明

作業期間(平成二十四年四月二十日から平成二十四年九月十二日まで作業種類(数値撮影(デジタル)及び写真地図作成(デジタルオルソ)

三 作業地域 北都留郡丹波山村、小菅村 (一部)及び甲州市 (一部)

教育委員会

山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号

教育事務所

発行者

Щ

梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番